

**鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業
入札説明書等に関する質問・意見（第2回）に対する回答**

平成23年7月12日

鶴ヶ島市

- この回答は、平成23年5月21日(月)から6月20日(月)までの間で受け付けた入札説明等に関する質問に対する回答を公表するものです。
- 質問47件、意見1件、合計で48件のご質問・ご意見を頂きました。沢山のご質問・ご意見ありがとうございました。
- 質問及び意見は、原則として原文のまま掲載しています。ただし、項目及び記載位置については、市で整理しています。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第2回)に対する回答

平成23年7月12日

No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	①	質問・意見内容	回答
質問	1	実施方針	7	2	3	17	(2)	施設引渡後に建設予定地の住所にSPCを移転することは可能でしょうか。	不可です。
質問	2	入札説明書	5	3				事業者ヒアリングの開催予定時期が8～9月となっていますが、8月に行う場合は上旬、中旬、下旬のいつ頃を予定されていますでしょうか。	参加資格が確認できたグループの代表企業に連絡しました。
質問	3	入札説明書	19	6			(1)	一時金は平成25年12月末日までに支払予定で、引渡後3ヶ月が経過しており、この期間が空くことは事業コストの増加要因となると考えられます。一時金額は事業契約締結時に予め確定することからも、施設の引渡を確認後、速やかにお支払い頂けないでしょうか。	一時支払い金は、所有権移転後速やかに支払いたいと考えていますが、市の財政・会計上の都合(補助金・起債など)から期間的な猶予を頂くものです。
質問	4	要求水準書	84	5	4	1)	(2)	廃棄物等の処理方法について、残滓量についてはご教示いただいておりますが、残滓以外(廃棄物、資源化可能物)の過去3年の実績(重量/Kg)についてご教示ください。	段ボールは、古紙回収業者に引き取ってもらっており、平成20年度が10,370kg、21年度が11,560kg、22年度が11,330kgです。廃用油は、油の回収業者に売却しており、平成20年度が399缶、21年度が391缶、22年度が376缶です(各缶は満量ではありません)。その他、不燃物は処理施設へ搬送していますが、重量等は把握していません。
質問	5	要求水準書	85	5	3	1)	(1)	① 本文に「衛生管理責任者を置き、～」とありますが、学校給食衛生管理基準を参照しますと、「栄養教諭等を衛生管理責任者として定めること」とあります。従って衛生管理責任者を配置する業務は市の業務ではないでしょうか。	要求水準書の該当部分を修正(「学校給食衛生管理基準による」を削除)します。調理はSPCの責任において行って頂きますので、衛生管理の責任者は設置してください。
質問	6	要求水準書	85	5	4	1)	(2)	85P参考資料の月別残滓量には、廃食用油が含まれているとの認識で宜しいでしょうか。含まれていない場合、過去の実績についてご教示ください。	含まれておりません。実績は質問NO.4の回答をご参照ください。
質問	7	要求水準書	87	5	4	2)		記載の表の「月別残滓量」は、調理過程での仕込みごみ、給食の食べ残しを全て合わせた量でしょうか。また、生ごみの減容化は行っているのでしょうか。	いわゆる仕込みごみは含まれていません。また、減容化も特に行っておりません。
質問	8	様式集						受付番号が発行されていないため、提案書提出時、表紙に記載されている受付番号が空欄となりますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	9	様式集						各パート毎の表紙の右上に受付番号欄がありますが、貴市より受付番号を交付されておりませんので、ここは無記入という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	10	様式集	3				(2)	⑧ 対火災、対浸水、耐風、対落雷について「官庁施設の基本的性能基準」と同等の水準、または準拠とありますが、分類の指定はないと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のP19(2)⑧と解して回答します。ご理解のとおりです。
質問	11	様式集	20	様式3-5				表右上に「(単位:千円)」とありますが、注2には「単純合計については円単位で記入すること」とあります。どちらを採用したら宜しいでしょうか。	「(単位:千円)」を「(単位:円)」に修正します。
質問	12	様式集		様式4-3				様式4-3は設備計画となっておりますが、落札者決定基準では様式4-2や4-5において、設備計画の評価がなされるようになっていきます。落札者決定基準の評価項目に則り、建築設備計画の提案を分散して記載するとの考えでよろしいでしょうか。	落札者決定基準に示す評価項目、評価の主な観点に従って各様式に記載された提案内容を評価します。なお、様式に記述する内容は、入札参加者の判断によります。
質問	13	様式集	47、48	様式7-3 7-4				様式中、7-3には2枚以内、7-4には3枚以内とありますが、チェックリスト上ではそれぞれ、3枚と2枚と記載されています。どちらを正とすべきか御教示ください。	様式7-3は2枚、様式7-4は3枚に統一します。
質問	14	様式集	52	様式7-8				借入金利が4%を下回る場合、記載の計算式によるとLLCRが1を下回ってしましますが宜しいでしょうか。	具体的評価については審査委員会が判断します。
質問	15	様式集	52	様式7-8				借入金の借入年度が平成25年度であることから、LLCRは平成25年を基準年として算定して宜しいでしょうか。	結構です。
質問	16	様式集	54	様式7-10				入札説明書19ページの「(2)割賦料」には、施設整備業務及び開業準備業務相当額にかかる消費税額は割賦元本に含めることとされています。これに従いますと、様式7-10の表の上から4行目「一時払い金」の欄には「995,000千円」、6行目の「割賦元金」の欄には「施設整備業務及び開業準備業務相当額」+「これに係る消費税額」-「一時払い金」の金額が記載されるものと理解しています。また、各回の割賦料にはさらに消費税は課されませんので、表の下から6行目(=消費税を記載する箇所)の「一時払い金」の欄は「ゼロ」、下から5行目の「割賦料」の欄も「ゼロ」となるかと存じます。このような理解でよろしいでしょうか。	以下の様に記入してください。 「一時支払い金」の欄には「995,000千円から消費税相当額を減じた額」 「割賦元金」の欄には「施設整備及び開業準備に係るサービス対価」-「上記一時支払い金」の金額 「割賦金利」の欄には、「施設整備及び開業準備に係るサービス対価+同消費税相当額」に係る金利の金額 (消費税を記載する箇所)「一時支払い金」の欄は「一時支払い金の消費税相当額」 「割賦料」の欄は「施設整備及び開業準備時に係るサービス対価に係る消費税相当額」

質問	17	様式集	54	様式7-10			サービス購入料の現在価値換算額を記入する欄がありますが、この金額は落札者決定の過程ではどのように評価されるのでしょうか。入札金額（現在価値でないもの）が点数化されることは落札者決定基準に記載されていますが、現在価値換算額については記載がありません。現在価値換算額も点数化されるのでしょうか。それとも参考値として表示するだけで、落札者決定には影響しないのでしょうか。	現在価値換算額を入札額と同様に点数化することはありません。様式7-8～様式7-13は、資金調達計画・長期収支計画(様式7-3)の内容(評価)の確認に用います。
質問	18	様式集	58				様式7-14の関心表明書ですが、宛先が事業者ではなく市長となっているため地元企業から難色を示されることも想定されます。本様式だけでなく、事業者独自の関心表明書フォーマットを使用することも認めていただけないでしょうか。	様式7-14のほか、任意の様式でも可とします。関心表明書(様式7-14)の下に「※体裁、文面等は本様式と異なっても(任意様式)可とする」と記載します。
質問	19	基本協定書(案)	3	第6条	第5項		入札条件に従うと構成員のみがSPCの株主となれますので、基本協定書別紙2(構成員以外の株主の誓約書)が使用される場面が想定できません。貴市におかれましては、別紙2が使用される状況を想定されていますでしょうか。	入札時には、構成員のみがSPCに出資していますが、事業期間を通して考えると、市が株式の譲渡を承諾した場合には、当初の構成員以外の者が出資者となる状況も想定されます。かかる場合において別紙2によって、市の事前の承諾なしに株式を譲渡等をしないことを誓約していただきます。
質問	20	事業契約書(案)	4	第7条	第1項		第1回質問への回答No.249では「原案のとおりとします」とのことでしたが、履行保証保険の締結後「直ちに」保険証券を寄託することは不可能(保険契約締結後、保険証券が発行されるまでには一定の時間を要します)であることをご理解いただき、保険会社発行の「付保証証明書」の差入をもって証券発行まで保険付保の証明をすれば、保険証券を「直ちに」寄託できなくても事業契約違反とはならないようお取り計らいいただけますでしょうか。事業者側では、保険証券の発行後にしか寄託できないことをご理解ください。第71条第4項においても同様です。(「保険契約締結後」ではなく、「保険証券発行後」であれば「直ちに」寄託できます)	保険証券の寄託の期限等は、契約締結の段階で市と落札者との協議によって定めるものと想定しています。
質問	21	事業契約書	6	第12条	第4項		事業契約書(案)第12条第4項に関する第1回質問No.258への回答は「市とSPCで協議し、市が決定します。」となっていますが、SPCの責に因らない事由については、実施方針リスク分担表・事業契約11条5項に則り、原則市が負担するとの認識でよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりですが、可能性はあるものの予め事象等を想定しておくことは困難であることから、具体的な事象が発生した段階で、市とSPCが協議し、市が決定することとしたものです。
質問	22	事業契約書	7	第13条	第2項		事業契約書(案)第13条第1項に関する第1回質問No.259への回答は「市とSPCで協議し、市が合理的な範囲で負担します。」となっていますが、SPCの責に因らない事由については、リスク分担表に則り、原則市が負担するとの認識でよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりですが、可能性はあるものの予め事象等を想定しておくことは困難であることや不合理な費用負担を防ぐため、具体的な事象が発生した段階で、市とSPCが協議し、市が決定することとしたものです。
質問	23	事業契約書(案)	12	第26条	第1項		事業契約書(案)第26条第1項に関して、第1回質問への回答No.270では、「引渡予定日」を「設計着手予定日又は工事着手予定日」に修正するとのことでしたが、この部分に続く「本施設を発注者に引き渡すことができない」の箇所は「設計又は工事に着手することができない」となるかと存じますが、いかがでしょうか。	ご理解のとおりです。別途公表する事業契約書(案)【修正版】をご参照ください。
質問	24	事業契約書(案)	18	第44条	第6項		事業契約書(案)第44条第6項に関して、第1回質問への回答No.289では、「原案のとおりとします。」とのことでしたが、原案では貴市に帰責事由がある場合においても事業者が損害を補償することになってしまい不合理と思われる。「発注者の帰責事由の存否を問わず」の部分削除していただけないでしょうか。	受注者の提供した給食が原因と事由を限定していることから、SPCに補償の責務があると認識しています。
質問	25	事業契約書	18	第44条	第6項		5行目の「市」は他の条文と合わせて「発注者」としてはいかがでしょうか。	ご指摘のとおりです。「市」を「発注者」に修正します。
質問	26	事業契約書(案)	20	第48条	第1項		事業契約書(案)第48条第1項に関する第1回質問No.293への回答では「原案のとおりとします」とのことですが、第三者の帰責事由による損害の請求は事業者が行なうこととされましたが、実施方針別紙-1リスク分担表では、「見学者等、選定事業者と関連のない施設利用者」のリスクは市の負担(リスク分担表No.64及び注釈(※1))とされていることから、第三者の帰責事由による損害の請求は貴市にて行うことにしていただけませんか。事業者でこれを行う場合、リスク分担表に記載のないリスクを事業者が負うことになり、不都合がございますことをご理解いただきたく存じます。	第48条第5項において、発注者は、受注者から施設の損害を回復するための費用の請求があった場合負担することとしています。このため発注者は当該事象において十分なリスクを分担することになると考えています。第三者に対する損害賠償の請求については、施設の警備を含め運営・維持管理を行なっているSPCが、実情をもっとも把握していることから適していると考えます。

質問	27	事業契約書 (案)	21	第48条	第5項		事業契約書(案)第48条第5項に関する第1回質問No.294への回答は「原案のとおりとします」とのことで、第三者の帰責事由による費用負担のうちの一定割合(維持管理・運営に係るサービス対価の1年分の100分の1)を事業者が負担することとされました。一方、実施方針別紙-1リスク分担表では、「見学者等、選定事業者と関連のない施設利用者」のリスクは市の負担(リスク分担表No.64及び注釈(※1))となっていて、第1回質問への回答と整合しないように見受けられます。貴市におかれまして、第三者帰責事由による損害の一部を事業者が負担すべきとお考えであれば、そのリスクはリスク分担表のどの個所で定められているのかご教示いただけますでしょうか。	入札説明書等と実施方針等に相違がある場合の取り扱い、入札説明書(P1)のとおりです。																												
質問	28	事業契約書	22	第51条	第1項	(3)	施設整備費に関して、仮に引渡日までに消費税率が改定された場合は、引渡時の税率でお支払頂けることを確認させて下さい。	消費税については、事業契約を締結した時点の税率が適用されます。事業契約書(案)第51条第1項(3)をご参照ください。																												
質問	29	事業契約書	22	第51条	第1項	(3)	一時金の予定額は現在995百万円(税込)とされていますが、今後消費税率が改定された場合も、この金額は変わらないのでしょうか。それとも現在の税抜の一時金予定額約947百万円に加えて、新しい税率で計算された金額が支払われるのでしょうか。もし仮に前者の場合、たとえば消費税率が上がる場合は税抜の一時金予定額は減ることとなるため、その分割賦金の税抜元本額が増額すると理解して宜しいでしょうか。	一時支払い金(税込)は、事業契約締結の時点では確定させる予定ですが、補助の採択・起債制度の変更等によっては協議をお願いする事も考えられます。																												
質問	30	事業契約書	24	第60条	第1項		要求水準の見直しは、金融機関からの借入金の増減やSPC運転資金に多大な影響を与える事象であり、期限の利益の喪失に至る事態も想定されます。(PFI事業においては要求水準に合わせて金融機関との細かい融資条件の取り決めを行って金利の決定を行っているほか、要求水準の業務量に応じた運転資金の計画を綿密に行い入札を行っているため、要求水準の変更がなされると事業全体に影響が及ぶため。)貴市が負担すべきものとされた費用につきましては、要求水準の変更ではなく必要な予算を確保しお支払いいただくよう検討願います。	要求水準を定めた当初の前提条件や環境・事情の変化により、サービス内容やサービス対価を変更することが必要となる場合において、市とSPC双方が柔軟な対応ができるよう設けた規定です。																												
質問	31	事業契約書 (案)	24	第60条	第1項		事業契約書(案)第60条第1項に関する第1回質問No.311において、事業契約書(案)58条の金利変動に伴うサービス対価の変更部分は要求水準書を変更することではカバーできないとの質問に対して、「原案のとおりとします。」との回答をいただきましたが、要求水準のどの部分をどのように変更すれば金利変動に伴うサービス対価の変更をカバーできるのかご教示いただけますでしょうか。	具体の事案が発生した時点で市とSPCの協議により決定します。現時点では具体の事象は想定していません。																												
質問	32	事業契約書 (案)	27	第66条	第2項		第1回質問への回答No.323ではPFI標準契約書の準用であることを理由に「原案のとおり」とされていますが、原案の内容では、実施方針公表時のリスク分担表(「見学者等、選定事業者と関連のない施設利用者」のリスクは市の負担とされています)と整合しないようにお見受けします。第三者帰責事由による損害は全額を貴市の負担としていただけませんか。	入札説明書等と実施方針等に相違がある場合の取り扱い、入札説明書(P1)のとおりです。																												
質問	33	事業契約書	27	第66条	第2項	(2)	第48条と第66条は重疊的に課されないことを確認させて下さい。	ご理解のとおりです。																												
質問	34	事業契約書	30	第73条	第3項		会計監査人を設置することは事業費の増加となることが考えられます。設置は任意として頂けませんでしょうか。	独立した立場において財務に関する情報の信頼性を確保することにより、SPCの公正な事業活動を担保するため会計監査人の設置は必要と考えます。																												
質問	35	事業契約書 (案)	32	第78条			第1回質問への回答No.333は、新たな公租公課の内容等を双方で確認するための協議を行う、という意味と理解しております。協議においてそれがリスク分担表における法人税等収益関係税以外の税制度の新設・変更等であることが確認されれば、貴市にてご負担いただく、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。																												
質問	36	事業契約書	44	別紙9	3	(1)	金利が改定した後も元利均等でお支払頂けると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。																												
質問	37	事業契約書	44	別紙9	1	(1)	入札説明書等に関する質問・意見(第1回)NO.36で「消費税相当額に金利がかかることは想定していません」とあることより、元利均等返済は以下のイメージと考えて宜しいでしょうか。(税率5%と仮定した場合)	質問・意見(第1回)に対する回答(平成23年5月20日)のNO.36を次のように修正します。「割賦料は施設整備に係るサービス対価に消費税相当額を加えた額を割賦元本とした場合の金利等も含めた金額」です。 なお、元利金等返済のイメージは以下のとおりです。																												
							<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>税抜元本</th> <th>金利</th> <th>消費税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>900</td> <td>100</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>800</td> <td>200</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>700</td> <td>300</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table>		税抜元本	金利	消費税	第1回	900	100	45	第2回	800	200	40	第3回	700	300	35	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(税抜元本+消費税)</th> <th>金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>735(700+35)</td> <td>265</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>840(800+40)</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>945(900+45)</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table>		(税抜元本+消費税)	金利	第1回	735(700+35)	265	第2回	840(800+40)	160	第3回	945(900+45)	55
	税抜元本	金利	消費税																																	
第1回	900	100	45																																	
第2回	800	200	40																																	
第3回	700	300	35																																	
	(税抜元本+消費税)	金利																																		
第1回	735(700+35)	265																																		
第2回	840(800+40)	160																																		
第3回	945(900+45)	55																																		

質問	38	事業契約書	49	別紙10	2	(4)	②	所定水準未達成場合、支払未了の施設整備費等の支払いが留保する事ができなくなっていますが、必要な改善措置が達成できれば速やかに支払われると考えてよろしいでしょうか。	必要な改善措置が実施されたことが確認出来次第、所定の支払い手続きに沿って支払いを行いません。
質問	39	事業契約書(案)	49	別紙10	2	(4)	②	「支払未了の施設整備費等の支払いを留保する」と、事業者の資金収支計画が成り立たなくなる虞があります。施設整備費は過去に事業者が貴市に引き渡した本施設等の対価の一部であり、施設引渡に関する事業者の義務履行は完了しておりますので、期日通りに支払っていただくことを希望します。「支払未了の施設整備費の支払いを留保する」の部分は削除していただけないでしょうか。	事業期間終了時において、所定水準に示す機能に達していない場合は、SPCとしての業務が履行されていない状況と考えます。また、支払いの留保は、市が改善を行なう場合に想定される適切な費用の限度までとしているので妥当と考えます。
質問	40	質問・意見(第1回)に対する回答						平成23年5月20日回答No192に「提案書内の企業名の記載は禁止」とありますが、様式とは別に独自書類を添付する場合、書類に会社名や捺印がある場合は上記と同様、消す必要があるのでしょうか	様式-4以降の提案書、様式-8の図面集はグループ名・企業名等を類推できる表示は不可(ただし構成員以外は可)とします。様式-3については入札書類であるため、様式に従って企業名を記載してください。
質問	41	質問・意見(第1回)に対する回答						入札説明書等に関する質問・意見(第1回)の回答後に、様式集の修正版は公表していただきましたが、その他の事業契約書(案)等につきましても同様に再度改定版として公表していただけないでしょうか。	本回答と併せて修正版を公表します。
質問	42	質問・意見(第1回)に対する回答	4		36			入札価格に施設整備に係る消費税やその金利を含めるかどうかについて、第1回質問への回答が複数ありました。 No. 36: 「入札価格には消費税を含めない。消費税に金利はかからない。」 No. 48: 「一時払い金には消費税を含む。」 No. 60: 「割賦元本は消費税を加えた金額。」 No. 210: 「割賦料には消費税とこれに係る金利は含めない。」 これらを総合した上で下記のように理解しておりますが、それぞれ正しいでしょうか。 ①入札価格算出時の割賦元本には消費税相当額を含めず、金利計算時にも消費税に係る金利を含めないこととして提案する。 ②実際に貴市にお支払いいただく割賦料には消費税相当額とこれに係る金利が含まれる。	割賦元本と消費税、金利等の関係は質問NO.37の回答をご参照ください。
質問	43	質問・意見(第1回)に対する回答	4		36			第1回質問への回答No. 36において「消費税相当額に金利がかかることは想定していません。」とのことでしたが、消費税相当額ではあっても割賦元本に組み入れられて分割返済されるので金利はかかるものと認識しています。この認識で正しいでしょうか。	質問NO.37の回答をご参照ください。
質問	44	質問・意見(第1回)に対する回答	4		44			第1回質問への回答No. 44において、貴市におかれましては「登録免許税及び不動産取得税は非課税であると認識」されているとのことでしたので、仮に課税された場合には貴市のご負担としていただけないでしょうか。	納税が必要となった場合はSPCの負担としてください。
質問	45	質問・意見(第1回)に対する回答	5		49			回答にある「様式7-12」は「様式7-11」のことでしょうか。ご確認ください。	ご指摘のとおりです。「様式7-11」に修正します。
質問	46	質問・意見(第1回)に対する回答	16		191			提案書内での企業名の記載は禁止とのことですが、受付番号が発行されていないため、他グループとの提案書の区別がつかなくなる可能性があります。グループ名及び構成企業名の実名記載が必要と考えますがいかがでしょうか。	質問40の回答をご参照ください。
質問	47	質問・意見(第1回)に対する回答	31		350			施設整備費の支払は、事業契約書第33条より発注者が完成検査を完了し、完成確認書を受領したことにより引き渡された段階での施設に対するものであると理解しています。また事業者の借入金返済にも影響を及ぼす可能性がありますので、施設整備費の支払を留保しないことを御再考頂けませんでしょうか。	質問NO.39の回答をご参照ください。
意見	1	入札説明書	5	3				入札説明書等に関する質問・意見(第2回)の回答公表日が7月15日となっておりますが、入札時まであまり日数がないため、様式変更に関わる回答がある場合につきましては、早めにご回答いただけますようお願い致します。	ご意見として承りました。